

## 旅客運送の部

### 目次

第1章	総	則 (第1条・第2条)
第2章	運送の引受け	(第3条から第5条)
第3章	運賃及び料金	(第6条から第13条)
第4章	旅客の義務	(第14条・第15条)
第5章	賠償責任	(第16条・第17条)

## 第1章 総則

### (適用範囲)

- 第1条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。
2. この運送約款に定めない事項については、法令の規定または一般の慣習によります。
  3. 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申し込みに応じたときは、その特約によります。

### (定義)

- 第2条 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が手荷物として自ら携帯して船室に持ち込むものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。
- (1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品。
  - (2) 車椅子（旅客が使用するものに限る。）
  - (3) 盲導犬（旅客が盲導犬協会の発行する証明書を提示して添乗させるものに限る。）
  - (4) この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

## 第2章 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、旅客及び手回り品の運送契約の申し込みに応じます。

2・当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合。

(2) 旅客が次のいずれかに該当するものである場合。

ア・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（擬似患者及び無症状原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者。

イ・泥酔者、薬品中毒者その他、他の乗船者の迷惑となるおそれのある者。

ウ・精神病患者、重症病者又は6歳未満の小児で付添人のない者。

エ・年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者。

(3) 旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合。

(4) 運送約款の申込みが、この運送約款と異なる運送条件によるものである場合。

(5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合。

(手回り品の持ち込み等)

第4条 旅客は、手回り品（第2条第1項第2号及び第3号に掲げるものを除く。）を2個に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘定し、当社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2・当社は、前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その持ち込みを拒絶することがあります。

- (1) 臭気を発するもの、不潔なもの、その他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 銃砲、刀剣、爆発物、その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの。
- (3) 遺体。
- (4) 生動物。(旅客が添乗させる盲導犬を除く。)
- (5) その他輸送に不相当と認められたもの。

3・当社は、手回り品が前項各号のいずれかに該当するものである疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。

(運航の中止等)

第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

- (1) 気象又は海象が、船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合。
- (2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障、その他やむを得ない事が発生した場合。
- (3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業、その他の争議行為が発生した場合。
- (4) 乗船者の疾病が発生した場合。
- (5) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合。
- (6) 官公署の命令又は要求があった場合。

## 第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客及び手回り品の運送の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによるほか、国土交通大臣又は地方運輸局長（海運管理部長を含む。以下この項において同じ。）に届け出たところによります。

- 2・運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。
- 3・次の各号のいずれかに該当する小児の運賃及び料金は、無料とします。ただし、小児が指定制の座席を1人で使用する場合の運賃及び料金については、この限りではありません。
  - (1) 1歳未満の小児
  - (2) 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。）に同伴されて乗船する1歳以上6歳未満の小児。（団体として乗船する小児及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する小児を除く。）
- 4・重量の和が20キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。
- 5・第2条第1項第2号及び第3号に掲げる手回り品の料金は、無料とします。

(運賃及び料金の収受)

第7条 当社は、営業所において指定の運賃を収受し、これと引き替えに乗船券を発行します。

- 2・当社は、旅客が船長又は当社の係員の承諾を得て運賃及び料金を支払わずに乗船した場合は、船内において運賃及び料金を申し受け、これと引き替えに補充乗船券を発行します。

(乗船券の効力)

第8条 乗船券は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定便（乗船年月日及び便名又は、発航時刻が指定されている船便をいう。以下同じ。）、等級及び船室に限り、使用することができます。

2・乗船券は、記名本人に限り使用することができます。

(運賃及び料金の変更の取り扱い)

第9条 運賃及び料金に変更された場合において、その変更前に当社が発行した乗船券は、その通用期間内に限り、有効とします。

(乗船変更)

第10条 旅客が乗船券の通用期間の終了前（指定便に係るものにあつては当該指定便の発行前）に券面記載の乗船区間、指定便の変更を申し出た場合には、当社は、1回に限り、当該申出に係る乗船券の発売営業所、その他当社が指定する営業所においてその変更の取扱いに応じます。ただし、変更しようとする船便等の輸送力に余裕がない場合は、この限りではありません。

2・前項の規定により当社が変更の取扱いに応じる場合には、当該変更に係る手数料は無料とし、変更の運賃及び料金の額との間に差額が生じるときは、当社は、不足額があればこれを申し受け、過剰額があればこれを払い戻します。

(乗船券の紛失)

第11条 旅客が乗船券を紛失したときは、当社は、改めて運賃及び料金を申し受け、これと引き替えに乗船券を発行します。この場合には、当社はその旨の証明書を発行します。ただし、乗船券を所持して乗船した事実が明白である場合には、この規定を適用しないことがあります。

2・旅客は、紛失した乗船券を発見したときは、その通用期間の経過後1年以内に限り、前項の証明書を添えて当社に運賃及び料金の払戻しを請求することができます。

(不正乗船等)

第12条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当社は運賃及び料金のほかにこれらの2倍に相当する額の増運賃及び料金をあわせて申し受けることがあります。

- (1) 船長または当社の係員の承諾を得ないで、乗船券を持たずに乗船すること。
- (2) 無効の乗船券で乗船すること。
- (3) 記載事項が改変された乗船券で乗船すること。
- (4) 当該乗船券を使用することができる者以外の者がこれを使用して乗船すること。
- (5) 当社の係員が乗船券の呈示を求め、又は運賃及び料金の支払いを請求してもこれに応じないこと。
- (6) 不正の申告によって、運賃及び料金の割引を受け、又は運賃及び料金を支払わずに乗船すること。
- (7) 乗船券を回収する際に、その引渡しを拒否すること。

(払戻し及び払戻し手数料)

第13条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、運賃及び料金を払戻します。

- (1) 旅客が、入缺の指定便に係る乗船券について、当該指定便の発行前に払戻しの請求をした場合。
- (2) 死亡、疾病その他旅客の一身に関する不可抗力により、旅客が乗船することを取り止め、又は継続して乗船することができなくなったことを証明した場合。
- (3) 当社が第5条の規定による措置をとった場合において、旅客が運送契約を解除し、払戻しの請求をしたとき。

(4) 当社が第3条第2項の規定により運送約款を解除した場合。

(5) 旅客が第15条第2項の規定による払戻しの請求をした場合。

2・当社は、前項の規定により運賃及び料金の払戻しをするときは、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において当社が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第4号、第5号（第3条第2項第1号に係る場合に限る。）に係る払戻しについてはこの限りではありません。

(1) 前項第3号、第4号（第3条第2項第1号に係る場合を除く。）及び第5号に係る払戻し 200円。

(3) 前項第1号に係る払戻し

ア・発航時刻までの請求に係る払戻し。

額面金額の3割に相当する金額。（その額が200円に満たないときは200円）

## 第4章 旅客の義務

（旅客の禁止行為等）

第14条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

(1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動設備の作動装置を操作すること。

(2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立入ること。

(3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。

(4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣、その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。

- (5) みだりに貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (6) みだりにタラップ、遮断機その他乗船者の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。
- (7) みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識、その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- (8) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載者を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- (9) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- (10) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (11) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2・旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船長又は当社の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3・船長は、前項の支持に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第15条 旅客は、船内に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。



## 第5章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第16条 当社は、旅客が、船長又は当社の係員の指示に従い、乗船港の乗船施設（改札口がある場合にあっては、改札口。以下同じ。）に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2・前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しません。

- (1) 当社が、船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに当社及びその使用人が当該損害を防止するために必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合。
- (2) 当社は、旅客又は第三者の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合。

3・当社は、手回り品その他旅客の保管する物品の滅失、き損等により生じた損害については、当社又は使用人に過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4・当社が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

(旅客に対する損害請求)

第17条 旅客が、その行為若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。